

明和で働き、住もう!! 明和町Mターン促進奨励金事業



町では、定住人口の増加及び雇用促進を図るため、町内に移住・定住する方に下記のとおり奨励金を交付します。また、雇用した企業にも奨励金を交付します。



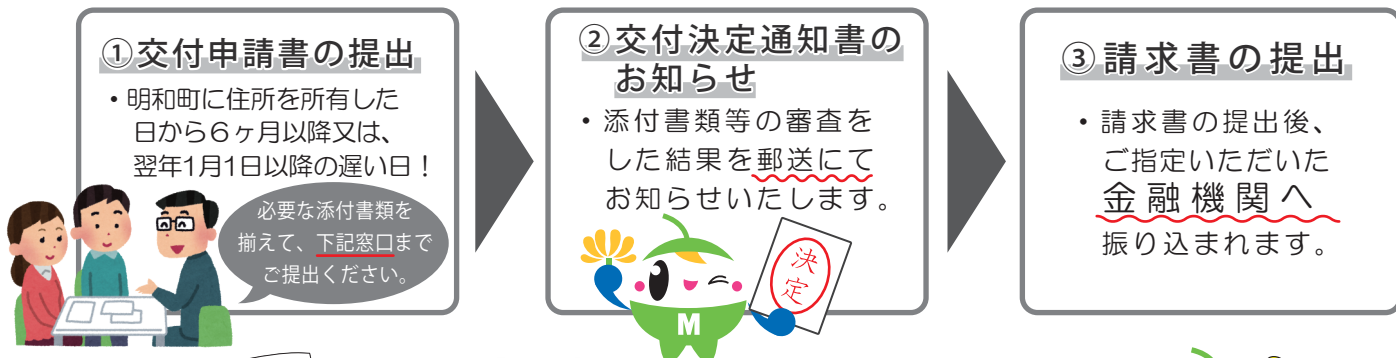
1. 下記の①～③のいずれかに該当する方

◇補助金の対象（対象者一人あたりの補助金額）

①新規に住宅を取得した方 (新築住宅又は中古住宅購入して平成30年4月1日以降に転入した者) 30万円	②借家等に転入し、町内に就労・就農した方 (平成30年4月1日以降に転入した者) 15万円	③町内転入者、新規就労者を雇用した事業者 (①及び②の対象労働者を雇用する町内事業者) 5万円 商品券
---	---	--

※上記条件は一部です。詳細は裏面又は、下記窓口までお問合せ下さい。

2. 奨励金申請手続きの主な流れ



明和町は、待機児童0

☆出産祝金支給

第1子 10万円	第2子 20万円	第3子以降 30万円
-------------	-------------	---------------

※祝金の支給は、出生時・3歳の誕生日・6歳の誕生日の3回に分けて支給されます。

☆病児・病後保育事業…等

各事業はお問合せ先が異なります。詳しくは、お尋ねください。

Mターンの“M”って？

MEIWA 明和 の頭文字と JUI ターン+孫ターンを掛けると…

Jターン
○地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くへ移住すること

Uターン
○地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること

Iターン
○都市から地方へ移住すること

孫ターン
○都会で生活する若い世代が祖父母の暮らす地方に移り住む

明和町オリジナルキャラクター「メイちゃん」

Mターンに関するお問合せ窓口

明和町役場 産業環境課 商工係

☎0276-84-3111 (代表)

◆ 明和町 M ターン促進奨励金の対象者 ◆

次の①~③のいずれかすべてに該当する方

① 新規に住宅を取得した方（以下の条件を満たしているかた）

- ☐ 新築住宅又は、中古住宅を購入した住宅に6ヶ月以上居住する者。
- ☐ 平成30年4月1日以降に本町に転入して、過去1年以上住民登録がなく1月1日を経過し、かつ、居住を始めてから6ヶ月以上住居する日本国籍、特別永住権又は永住権を有する者。
- ☐ 世帯員の内、過去に明和町 M ターン促進奨励金の交付を受けたことがない者。
- ☐ 町税等の滞納がない者及び町税等を滞納している同居の親族がいない者。



② 借家等に転入し、町内に就労・就農した方（以下の条件を満たしているかた）

- ☐ 平成30年4月1日以降に本町に転入して、過去1年以上住民登録がなく1月1日を経過し、かつ、居住を始めてから6ヶ月以上住居する日本国籍、特別永住権又は永住権を有する者。
- ☐ 賃金が月給制で支給され、かつ、6ヶ月以上継続して正規雇用されているもの、ただし、就農者は除く。
- ☐ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条に規定する労働者派遣事業者により派遣される派遣労働者でない者、ただし、就農者は除く。
- ☐ 勤務場所が町内の事業所若しくは町内の事業所に準ずる事業所として町長が認めた事業所に勤務する者又は町内の就農者。
- ☐ 過去に M ターン促進奨励金の交付を受けたことがない者。
- ☐ 町税等の滞納がない者。



③ 町内転入者、新規労働者を雇用した事業者（以下の条件を満たしているかた）

- ☐ ①及び②の対象労働者を雇用する町内事業者。
- ☐ 町内に事業所を有する事業者若しくは町内の事業所に準ずる事業所として町長が認めた事業所で雇用保険法施行規則第141条の規定により、館林公共職業安定所に提出をしている事業者。
- ☐ 明和町暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに該当しない事業者。
- ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業を営んでいない事業者。
- ☐ 奨励金の支給申請及び実績報告に必要な労働関係帳簿を整備し、及び保管している事業者。
- ☐ 町税等の滞納がない事業者。



※奨励金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったときや補助対象者の要件を満たさなくなったときは、奨励金の決定を取り消す場合があります。また、すでに奨励金が交付されているときは奨励金の全部又は、一部を返還していただくことがあります。

【本事業における用語の説明】

- ※1 奨励金…明和町 M ターン促進奨励金
- ※2 定 住…本町の住民基本台帳に記載され、生活の実態があることをいう。
- ※3 住 宅…固定資産課税台帳に記載される、町内に所在する専用住宅、併用住宅（店舗等の用に供する部分を除く）のうち、自己の居住の用途に供する建物（居住面積50㎡以上）をいう。
- ※4 新築住宅…新たに自己が居住する目的で取得する住宅で完成の日から1年以内のものをいう。
- ※5 中古住宅…新たに自己が居住する目的で取得する住宅で完成の日から1年を経過し、又は居住されたことがあるものをいう。
- ※6 町税等…地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市区町村民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。
- ※7 借家等…自己の所有していない建物（賃貸借契約における借家、親族が所有する建物、寮）をいう。
- ※8 就農者…農業に従事した日数が1年の内150日以上「農業への従事が主」になった者。